

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会開催要綱

1 開催目的

業務上疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。）第 35 条の規定は、保険給付の請求の容易化及び業務上疾病に対する迅速かつ公正な補償を図る目的で、昭和 53 年に抜本的な改正がなされた。

昭和 53 年の労基則の改正に当たり、中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会に対し諮問したところ、両審議会から改正規則の運用について配慮すべき事項として、新しい疾病の発生等に対処し得るような医学専門家による定期的な検討を行うべきである旨が答申に付記された。

以来、定期的に検討を重ねているが、前回平成 25 年度において検討を行ってから、新たな業務上疾病の発生等がみられる状況にある。また、前回の検討会報告において、新たな化学物質による疾病について幅広く情報収集に努めることとされたところ、これまでに化学物質による新たな疾病に関する情報についても一定の収集を行ったところである。

以上のことから、業務上疾病として新たに労基則別表第 1 の 2 等に追加すべきものの有無等について検討を行うために、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が参集した医学の専門的知識を有する者によって構成される労働基準法施行規則第 35 条専門検討会（以下「本検討会」という。）を開催する。

2 検討会の構成及び検討事項

(1) 検討会の構成

- ア 本検討会は、別紙の臨床医学、病理学、衛生学等の専門家を参集者とする。
- イ 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- ウ 本件検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- エ 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができる。また、必要に応じ、分科会を開催することができる。

(2) 検討事項

- ア 平成 24 年度から平成 28 年度までに業務上疾病としたもののうち、新たに労基則別表第 1 の 2 に追加すべきものの有無等の検討。
- イ 業務上疾病に関する医学的知見の収集に係る調査研究（平成 26 年度～29 年度）結果の検討。

3 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書の場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。